

公 告

広島県税規則第52条の2第3項の規定により、次の軽油引取税に係る免税証は、無効であることを公告します。

令和 8 年 9 月 16 日

広島県西部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 33181 号
免税証の種類	1000 リットル券
免税証番号及び枚数	046006512～046006535 24 枚
免税証の有効期間	令和8年5月27日～令和9年3月31日